

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

(国家戦略特別区域法第16条の2の2)

規制改革の内容

見直し前

主な運送対象を地域住民としている
(実施に当たり、運営協議会等での
地域の関係者による合意が必要)

見直し後

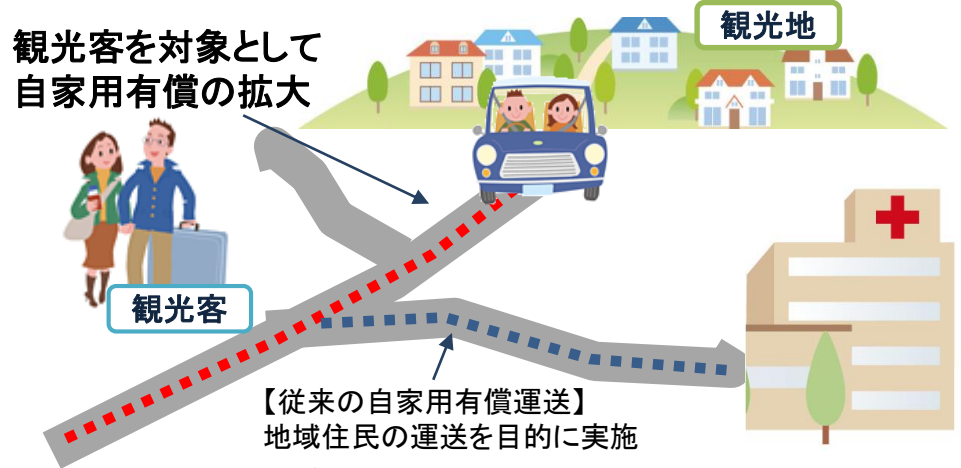
運送対象を、訪日外国人をはじめとする
観光客に拡大
(関係者の事前協議の上、区域会議
が運送区域等を決定)

効果

過疎地等において観光客の運送需要
に対応することで、観光立国を推進

規制改革の概要

自家用有償制度を拡充し、主として訪日外国人を
はじめとする観光客を運送する新たな制度を創設



<自家用有償制度との比較>

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特別区域法)
事業内容	自家用自動車による 旅客運送(登録制)	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運転者: 第二種運転免許 又は大臣認定講習等 車両: 車検期間は2年 (初回は3年) 運行管理: 責任者の選任	同左
実施手続	○地域関係者による合意 ・市町村、運送事業者又は 運送事業者団体、地域住民 等(地域公共交通会議又は 運営協議会)	○区域会議による計画策定 ・国家戦略特区担当大臣、地方公共 団体の長、事業実施予定者等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施 予定者、運送事業者が別途事前協議 ○国土交通大臣の同意 ○内閣総理大臣による認定